

# 移住推進空き家活用事業補助金（空き家改修）

## 申請マニュアル

### 0 目次

- 1 概要
  - 2 空き家改修補助金交付の流れ
  - 3 空き家改修補助金交付の添付書類
  - 4 補助対象改修箇所について
  - 5 チェックリスト
- 補足 空き家改修補助金交付の流れ（図）

### 1 空き家改修補助金概要

（内容）

県外から和歌山県内の移住推進市町村（地域）への移住にあたり、居住するために必要な空き家の改修に対する補助事業

#### 補助額

改修経費の2/3を補助（上限80万円）

#### 対象地域

移住推進市町村（地域）：

過疎地域に該当する市町村の区域であり、市町村職員等によるワンストップ移住相談員を配置し、受入協議会を設置している市町村又は一部地域を有する市町村。

詳細は、県HP「わかやまLIFE」をご覧ください。



わかやまLIFE

#### 対象者

- ・ 空き家の所有者等で、県外からの移住者と売買又は賃貸借契約を締結した者
- ・ 県外からの移住者で、空き家の所有者等と売買又は賃貸借契約を締結した者

○移住とは

10年以上定住する意思をもって、生活の拠点を県外から県内の市町村に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める転入手続を行い、住民票が当該市町村におかれている状態にあること

○移住者とは

【交付申請時に和歌山県内に住民票がない方】

- ア 実績報告書の提出時に改修した空き家（A）に住民票を移す予定の者  
【交付申請時に和歌山県内に住民票がある方】
- イ 改修対象の空き家（A）に住民票を移してから3か月以内の者
- ウ 改修対象でない住宅（B）に住民票を移してから2年以内の者で、実績報告時に改修した空き家（A）に住民票を移している者

〈表〉

	交付申請時	実績報告時
ア	県内に住民票がない	改修した住宅 A に住民票を移動
イ	改修対象の住宅 A に住民票がある	改修した住宅 A に住民票がある
ウ	県内の住宅 B に住民票がある	改修した住宅 A に住民票を移動

### 補助条件

#### ○空き家

- ・わかやま住まいポータルサイトに登録された空き家
- ・移住推進市町村（地域）に所在する空き家



#### 【対象外】

- ・共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買及び賃貸借するもの
- ・店舗兼用住宅等について、居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の概ね 1 / 2 未満のもの

#### ○契約

- ・売買又は賃貸借契約の締結は、県内事業者※が仲介に入ること  
（無償譲渡・無償賃貸の場合を除く。）
- ・売買又は賃貸借契約締結の前に、既存住宅状況調査を実施すること

#### 【対象外】

- ・3親等内の親族にあるものと売買又は賃貸借契約を締結する者
- ・法人及び不動産業又はこれに類する業を営む個人事業者と売買又は賃貸借契約を締結する場合

#### ○改修工事

- ・県内事業者※に委託すること

#### 【対象外】

- ・申請者自身で行う改修工事（DIY など）

※県内事業者：本店または県内に支店等を有するものが和歌山県にあること。

### 申請時期

改修工事に着手する前に申請すること。

※補助金交付決定前に着手された改修工事は補助対象外になります。

※申請にあたって、既存住宅状況調査及び空き家の売買（賃貸借）契約が必要になります。

### 申請回数

1 物件あたり 1 回

## 2 空き家改修補助金交付の流れ（図1参照）

- ①空き家所在地の市町村移住相談窓口への相談
- ②既存住宅状況調査の実施
- ③県内不動産業者が仲介に入った空き家の売買・賃貸借契約
- ④改修見積、改修箇所撮影・平面図作成
- ⑤交付申請書類等市町村へ提出
- ⑥交付決定通知書送受領
- ⑦改修実施

↓

改修完了後、

- ・改修箇所撮影、平面図作成、改修費支払い
- ・移住者ア・ウ、住民票異動

- ⑧実績報告書等市町村へ提出
- ⑨額の確定通知書送付
- ⑩請求書市町村へ提出→県から補助金支払い

## 3 空き家改修補助金交付申請の添付書類

※空き家改修事業、空き家片付け事業を合わせて活用する場合、重複する書類の提出は不要。

### 申請書添付書類

- 事業計画書及び収支予算書（別記第1号様式）
- 居住予定者の住民票の写し又は居住証明書（別記第2号様式）
- 見積書の写し
- 現況等がわかる写真
- 改修部位等を明記した平面図
- 売買・賃貸借契約書
- 登記の全部事項証明書の写し  
(売買契約の場合のみ。移住推進空き家の所有者等に該当する者が申請する場合、実績報告時の提出可)
- 既存住宅状況調査報告書の写し
- 同意書（賃貸借契約の場合）（別記第3号様式）

### 実績報告書添付書類

- 事業実績報告書（別記第5号様式）
- 居住者の住民票の写し又は居住証明書（別記第2号様式）
- 平面図の写し
- 改修内容がわかる写真
- 領収書の写し

## 4 空き家改修補助対象範囲について

基本的考え方：居住用の建物において、その使用上基礎的な障害がある下記の対象範囲。

### 【対象】

- ア 床、柱、梁、屋根、内装、又は外壁等の改修費
- イ 台所設備、浴室、便所又は洗面所等の改修費（これらに附属する備品の購入費を含む。）
- ウ ガス、給排水設備、給湯設備又は電気設備等の改修費

### 【対象外】

- ア 増改築
  - 例) 延べ床面積の増加を伴う改築
- イ 生活の向上を図る改修
  - 例) オール電化、2つめのトイレの設置
- ウ 生活する上で必需でない改修
  - 例) 太陽光発電の設置、薪ストーブの設置、壁紙を花柄に改修 等
- エ 建物と一体となっていない家電及び家財道具
  - 例) エアコンの設置、ビルトインタイプでないコンロの設置
- オ 軽微な改修
  - 例) 障子、ふすま、畳の表替え
- カ 国及び市町村等の補助対象となる浄化槽の改修及び耐震改修

## 空き家改修補助金交付申請チェックリスト

○補助対象者（下記のいずれかに該当する。）

チェック	要件
空き家の所有者	
<input type="checkbox"/>	改修予定の空き家の所有者であって、移住者と空き家の売買又は賃貸借契約を締結したものである。
移住者	
<input type="checkbox"/>	県外に住民票がある者であって、改修予定の空き家の所有者と売買又は賃貸借契約を締結した者である。
	<input type="checkbox"/> 10年以上和歌山県に定住する意思がある。
<input type="checkbox"/>	県外から改修予定の空き家に住民票を移して3か月以内の者であって、改修予定の空き家の所有者と売買又は賃貸借契約を締結した者である。
	<input type="checkbox"/> 10年以上和歌山県に定住する意思がある。
<input type="checkbox"/>	県外から県内に住民票を移して2年以内の者であって、改修予定の空き家の所有者と売買又は賃貸借契約を締結した者である。
	<input type="checkbox"/> 10年以上和歌山県に定住する意思がある。

○補助対象空き家

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	空き家の所在地は、移住推進市町村（地域）である
<input type="checkbox"/>	わかやま住まいポータルサイトに登録された空き家である。
<input type="checkbox"/>	売買又は賃貸借契約締結前に既存住宅状況調査を受けた空き家である。
<input type="checkbox"/>	共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買及び賃貸借するものでない。
<input type="checkbox"/>	店舗兼用住宅等について、居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の概ね1/2未満のものでない。
<input type="checkbox"/>	空き家は、これまでに空き家改修補助金を利用して改修した物件でない。

## ○契約

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	県内事業者が仲介した売買又は賃貸借契約である。
<input type="checkbox"/>	3親等内の親族にあるものと売買又は賃貸借契約を締結する者でない。
<input type="checkbox"/>	個人事業主及び法人と売買又は賃貸借契約を締結する者でない。

## ○改修

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	県内事業者に委託している。

## ○申請日

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	実績報告書等を補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日（同日が休日に当たる場合は、同日直後の平日の日）までに提出できる。

## ○添付書類

### 【交付申請時】

チェック	
<input type="checkbox"/>	事業計画書及び収支予算書（別記第1号様式）
<input type="checkbox"/>	居住予定者の住民票の写し又は居住証明書（別記第2号様式）
<input type="checkbox"/>	見積書
<input type="checkbox"/>	平面図
<input type="checkbox"/>	現況等がわかる写真
<input type="checkbox"/>	売買又は賃貸借契約書の写し
<input type="checkbox"/>	登記の全部事項証明書の写し （売買契約の場合のみ。移住推進空き家の所有者等に該当する者が申請する場合、実績報告時の提出可）
<input type="checkbox"/>	既存住宅状況調査報告書の写し
<input type="checkbox"/>	同意書（賃貸借契約の場合）（別記第3号様式）

### 【実績報告時】

チェック	
<input type="checkbox"/>	事業実績報告書（別記第5号様式）
<input type="checkbox"/>	居住者の住民票の写し又は居住証明書（別記第2号様式）
<input type="checkbox"/>	平面図
<input type="checkbox"/>	改修内容がわかる写真
<input type="checkbox"/>	領収書の写し

